

事業者に対する温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告制度改正についての骨子

(1) 制度改正の概要

「環境の保全と創造に関する条例」等を一部改正します。

	対象者(現 行)	対象者(改正内容)	報告内容等(現行どおり)
工場・事業所	燃料熱(原油換算)1,500kL/年または電気600万kwh/年以上を使用する事業所 (省エネ法の第2種I種 [*] - 管理指定工場相当)	燃料熱および電気をあわせて原油換算で1,500kL/年以上使用する事業所 (改正省エネ法の第2種I種 [*] - 管理指定工場相当)	温室効果ガスの排出抑制について下記ア～ウを義務づけます。 ア 知事が定める指針に基づく排出抑制計画の作成と知事への報告 イ 計画の実施状況の毎年度点検と知事への措置結果報告 ウ 必要に応じた計画の見直し
運輸事業者	-	本県の区域内に使用の本拠がある自動車を一定以上の台数(* 1)で事業の用に供している運輸事業者	

(* 1) 一定規模以上の台数

排出抑制計画書の作成などを義務づけられる運輸事業者の規模は、下記のとおり規則で定めます。

貨物自動車

- ・ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第6項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(道路運送法車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。) 100台

バ ス

- ・ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車 100台

タクシー

- ・ 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 175台